

平成 27 年度京都府職業訓練実施計画

平成 27 年 4 月 14 日

1 総説

(1) 計画のねらい

この計画は、平成 26 年 2 月 19 日に京都府、京都労働局、高齢・障害・求職者雇用支援機構の三者で締結した、「京都府、京都労働局及び独立行政法人高齢・障害・求職者雇用支援機構による国・府一体人づくり事業の実施に関する協定」に基づき、職業訓練の実施等による特定求職者の就職の支援に関する法律（以下「支援法」という。）第 2 条に規定する特定求職者（以下「特定求職者」という。）に対する、支援法第 4 条第 1 項の規定による厚生労働大臣の認定を受けた職業訓練（以下「求職者支援訓練」という。）や、職業能力開発促進法（昭和 44 年法律第 64 号）に基づき、公共職業能力開発施設で行われる離職者に対する職業訓練（以下「公共職業訓練（離職者訓練）」という。）等について、国及び京都府が一体となって特定求職者を含む求職者に対する職業訓練受講の機会を十分に確保し、以って安定的な就職を実現するための、重要な事項を定めたものである。

(2) 計画期間

計画期間は、平成 27 年 4 月 1 日から平成 28 年 3 月 31 日までとする。

(3) 計画の改定

この計画は、職業訓練の実施状況等を踏まえ、改定する。

2 平成 26 年度における職業訓練をめぐる状況

平成 26 年 4 月から平成 27 年 1 月末現在で、京都府内における新規求職者は 111,477 人であり、その内特定求職者に該当する可能性のある者の数は 77,222 人となっている。

平成 26 年度の職業訓練の受講者数は次のとおり。

- ・ 公共職業訓練（離職者訓練）（平成 27 年 1 月末現在）

府立校	施設内	214 人
機構	施設内	517 人（ポリテクカレッジ実施分含）
委託訓練		1,672 人
- ・ 求職者支援訓練（平成 27 年 1 月末現在）

基礎コース	377 人
実践コース	798 人

平成 26 年度の職業訓練の就職率は次のとおり。

- ・ 公共職業訓練（離職者訓練）

府立校	施設内	96.9%（平成 26 年 3 月修了生）
-----	-----	-----------------------

機構	施設内	81.5%
委託訓練		80.1%
・ 求職者支援訓練		
	基礎コース	69.8%
	実践コース	52.7%

注 公共職業訓練の府立校（施設内）以外の訓練については、平成26年4月以降に開校し10月末までに修了した訓練の訓練終了後3か月までの就職率。

3 平成26年度における国・府の一体的取組

「国・府一体人づくり事業の実施に関する協定」に基づく具体的な取組みとして、一体的な「京都府職業訓練実施計画」の策定、「京都ジョブナビ」による公的職業訓練の一体的広報、全ての公的職業訓練を網羅した説明用「ワンパンフレット」の作成、委託訓練と支援訓練の半月サイクルの開講による受講機会の拡大、訓練実施機関と京都ジョブパーク、ハローワークが連携した就職支援等を実施した。

また、受講定員に対する充足率や訓練終了後の就職率等の数値目標を共有し、その進捗状況管理を行ってきた。

その結果、求職者が大幅に減少する中、受講定員の充足率の目標達成は困難な見込みであるが、前年度実績を上回りこれまで以上に職業訓練機会の提供を行うことができた。

4 平成27年度における職業訓練等の実施方針

京都府内の雇用失業情勢は、雇用保険の被保険者数が堅調に増加（一部地域では減少）し、有効求職者数、雇用保険受給者数は減少が続いているなど、一部に厳しさがみられるものの、改善が進んでいる状況であるが、他の都府県に比して非正規雇用割合が高いことや、生活困窮者の就職促進、人手不足職種の求人充足等に対する対応が求められているところである。

このため、平成27年度においても、人材不足が深刻な分野・職種、成長が見込まれる分野・職種、地域の特色を活かした分野・職種における人材育成に重点を置きつつ職業訓練等を実施する。

また、京都府内における公的職業訓練が計画的かつ効果的に実施できるよう、公共職業訓練（離職者訓練）と求職者支援訓練について一体的に計画を策定する。

さらに、国（京都労働局）、京都府、京都市をはじめとする関係地方自治体・行政機関、訓練実施機関・団体や労使団体等の幅広い連携・協力関係を密にし、「オール京都」体制で人材育成に取り組んでいくこととする。

（1）求職者支援訓練

① 実施規模と分野

- ・ 平成27年度の雇用失業情勢は改善が進んでいくと見込まれているが、非正規労働者や自営廃業者などの雇用保険の基本手当を受けることができない者に対する雇用のセーフティネットとしての機能が果たせるよう1,358人程度に訓練機会を提供するため、訓練認定規模2,090人を上限とする。
- ・ 訓練内容としては、基礎的能力のみを習得する職業訓練（基礎コース）も設定す

るが、基礎的能力から実践的能力までを一括して習得する職業訓練（実践コース）を中心とする（求職者支援訓練の70%）。

- ・ その際、人材不足が深刻な分野・職種、成長が見込まれる分野・職種、地域の特徴を活かした分野・職種に重点を置くとともに、地域における産業の動向や求人ニーズを踏まえたものとする。未就職のまま卒業することとなった新卒者など、対象者の特性・訓練ニーズに応じた職業訓練の設定にも努めることとする。
- ・ 訓練認定規模は、上半期（暫定計画期間）と下半期とに区分し、以下のとおりとする。

◎ 平成27年度上半期認定規模（認定上限値）

		京都府地域
基礎コース 地域の状況に応じた特定の対象者を念頭に置いた 地域ニーズ枠を含む		313
		732
実践コース	介護系	209
	医療事務系	75
	情報系	45
	デザイン系	105
	営業・販売・事務系	90
	美容	88
	その他	60
	新規参入枠	60

◎ 平成27年度下半期認定規模（認定上限値）

		京都府地域
基礎コース 地域の状況に応じた特定の対象者を念頭に置いた 地域ニーズ枠を含む		313
		732
実践コース	介護系	209
	医療事務系	75
	情報系	45
	デザイン系	105
	営業・販売・事務系	118
	美容	60
	その他	60
	新規参入枠	60

- ・ 認定単位期間
 - 京都府においては、1 カ月ごとに求職者支援訓練を設定することとする。
 - (コース別の訓練実施計画規模を超えては認定しない)
 - 注) 申請対象機関の設定数を超える認定申請がある場合は、
 - イ 新規参入枠については、職業訓練の案等が良好なものから
 - ロ 実績枠については、求職者支援訓練の就職実績等が良好なものから設定する。
- ・ 実践コースは新規参入枠を外数とする。
- ・ 地域ニーズ枠については、認定規模の10%以内の範囲で基礎コースあるいは実践コースにおいて認定できるものとする。
- ・ 地域ニーズ枠については、新規参入枠と同様の審査方式により新規参入の枠外で認定できるものとする。
- ・ 第4四半期まで繰り越した認定枠について端数がある場合には集約し振替えることができる。
- ・ 第4四半期においては、認定コースの定員数が少なかった場合の繰り越し分、及び中止コースの繰り越し分については、基礎・実践間の振り替えや、実践コースの他分野への振り替えができるものとする。
- ・ 認定単位期間ごとの具体的な定員及び認定申請期間については、京都労働局及び独立行政法人高齢・障害・求職者雇用支援機構（以下「支援機構」という）京都職業訓練支援センターのホームページで周知する。
- ・ 求職者支援訓練のうち、次の範囲内で京都府内の求職者支援訓練に新規参入となる職業訓練を認定する。
 - イ 基礎コース 10%
 - ロ 実践コース 20%

なお、各認定単位期間の新規枠については、各認定単位期間の認定数の枠内でコース・分野によっては最大20名まで拡大できるものとする。

(2) 公共職業訓練

① 施設内訓練に係る実施規模と分野

- ・ 平成27年度においては、京都府地域では施設内訓練25科目、903名（障害者向け訓練を除く）の訓練定員を確保する。
- ・ 府立高等技術専門校では、ものづくりの基本となる技能を習得するための職業訓練を実施する。（訓練期間：1年もしくは2年間）
- ・ 支援機構（ポリテクセンター京都、ポリテクカレッジ京都）では、地域の事業主団体や事業主等業界の人材ニーズを基に、主にものづくり分野であって、民間の教育訓練施設では実施が難しいコースを設定する。（訓練期間：6～7か月）

○平成 27 年度計画 定員 903 人 (平成 26 年度比 35 人減)

(人)

	平成 26 年度	平成 27 年度
京都府立高等技術専門校	80	80
システム設計科	20	20
メカトロニクス科	20	20
機械加工システム科 1 年コース	10	10
機械加工システム科 2 年コース	10	10
建築科	20	20
京都府立陶工高等技術専門校	50	50
やきもの成形科 成形コース	20	20
やきもの成形科 総合コース	10	10
やきもの図案科	20	20
京都府立福知山高等技術専門校	60	60
自動車整備科	20	20
IT・経理科	20	20
ものづくり基礎科	20	20
ポリテクセンター京都	738	703
溶接施工技術科	30	30
若年者溶接施工技術科	30	30
CAD/CAM/NC科	120	120
若年者機械加工技術科	20	20
機械設計CAD科	40	40
生産管理技術科	60	60
電気設備技術科	60	60
若年者電気設備技術科	60	40
製造ライン技術科	48	48
組込みマイコン技術科	60	30
IT生産サポート科	—	15
ビル設備サービス科	120	120
橋渡し訓練(導入講習)	90	90
ポリテクカレッジ京都	10	10
CAD/CAM技術科	10	10

② 委託訓練に係る実施規模と分野

- 委託訓練は、定員を大幅に増加した平成 26 年度と同程度の 2,547 名(平成 26 年度計画から 9 人増)として実施する。(京都府北部:444 名、京都府南部:2,103 名)

名)

- ・ 分野としては IT 事務、介護、医療、情報系を重点分野とし、応募・求人ニーズを踏まえコースを設定する。特に人材不足が顕著に現れている建設・土木分野の新規訓練コースの開発、介護系コースの高度化（初任者研修資格から実務者研修資格へ）を図る。
- ・ 受講対象者としては、若年、女性、中高年にそれぞれ配慮した多様なコース設定を行う。特に育児中の訓練受講希望者に配慮した託児サービス付き訓練コースの拡充を図る。
- ・ 委託訓練の受講者に対し、京都ジョブパークで開講する J P カレッジやセミナー等の受講や、ハローワークのセミナー等の受講を促すことにより、就業支援と一体的に訓練効果の向上を図る。
- ・ 委託訓練は月初、求職者支援訓練は 15 日の開講を原則とすることで、同じ訓練分野でも、より多様な開講時期を確保できるようにする。

○平成 27 年度計画 定員 2,547 人（平成 26 年度比 9 人増）

(人)

	26年度	27年度
資格習得コース	105	93
介護福祉士養成科	105	93
知識等習得コース(デュアル訓練含む)※ ₁	2,333	2,404
介護・医療・福祉分野	720	820
Web/デザイン系	330	360
簿記・会計系	350	378
パソコン系	568	576
その他(観光系、技術系)	225	140
ジョブパーク共同実施型	140	130
実践的人材育成コース※ ₂	100	50
語学系	25	0
Web系	25	25
医療/介護事務	0	0
技術系(電気技術)	25	0
観光系	25	25
合計	2,538	2,547

※₁ 知識等習得コース…求職者に必要な知識・技術等の職業能力を付与するための訓練コース（訓練期間：3ヶ月間を標準 委託費：1月当たり 50,000 円/人を上限に就職支援経費対象コース）

※₂ 実践的人材育成コース…企業において中核的な役割を果たす人材等の高い仕上がり像を目指す訓練コース（訓練期間：6ヶ月間を標準 委託費：1月当たり 90,000 円/人を標準に、150,000 円/人を上限とする。就職支援経費対象外コース）

5 職業訓練受講者等に対する就職支援の充実、就職率の目標

- ・ 公的職業訓練受講希望者には、公共職業安定所、京都ジョブパークにおけるキャリア・コンサルティングを通じ、適切な訓練コースの選択を支援する。
- ・ 訓練実施機関等において、ジョブ・カードを活用したキャリア・コンサルティングの機会を設けるとともに、訓練受講中、訓練修了後においても、訓練実施機関と公共職業安定所、京都ジョブパークとが連携し、訓練関連分野の求人情報の提供など、就職に向けた支援を充実する。
- ・ また、訓練修了後は、訓練実施機関による独自の就職支援のほか、公共職業安定所や京都ジョブパークにおいても、訓練実施機関が訓練修了時に交付したジョブ・カード（評価シートを含む）等を活用し、未就職者の就職支援により一層取り組む。
- ・ 社会人基礎力等の不足により就職が困難な場合は、JPカレッジ等の活用を図り就職支援を行う。
- ・ 求職者支援訓練基礎コース受講者のうち、引き続き技能向上のための公共職業訓練もしくは京都府の実施する雇用型訓練等への連続受講が必要な者に対しては、円滑な受講に向けた支援を行う。
- ・ これらにより、求職者支援訓練受講者の雇用保険適用就職率は、基礎コース 55%、実践コース 60%を目指す。
- ・ 公共職業訓練受講者の就職率については、府立高等技術専門校の施設内訓練は 100%、委託訓練は 80%を目指す。支援機構においては施設内訓練の就職率の目標をポリテクセンター京都是 84%、ポリテクカレッジ京都是 80%以上（前年実績以上）とする。

6 推進体制

- ・ 国（京都労働局）・京都府・支援機構が一体的に公共職業訓練（離職者訓練）と求職者支援訓練の調整を行うことで、訓練規模、分野、時期において適切に職業訓練の機会や受講者を確保する。
- ・ 職業訓練を効果的に実施し、訓練修了者の就職を実現していく上で、国・府の関係行政機関はもとより、地域の訓練実施機関の団体や労使団体等の幅広い理解・協力が求められる。
- ・ このため、平成 27 年度においても地域訓練協議会を開催して、地域の実情を踏まえた計画的で実効ある職業訓練の推進に資することとする。
- ・ 地域訓練協議会の下に「幹事会」を設置し、①本計画に基づく具体的実施方策及び連携方策の検討・作成、②広報の方策、③計画の進捗状況の管理等を行う。
- ・ 更に、それぞれの事項を具体的に推進していくためのワーキングチーム（部会）を開催する。
- ・ このほか、公共職業訓練（離職者訓練）及び求職者支援訓練におけるジョブ・カードを活用したキャリア・コンサルティングの着実な実施等に資するため、地域ジョブ・カード運営本部において、効果的な周知・啓発の在り方を検討し、関係機関を通じた周知を図る。
- ・ 今後とも、地域訓練協議会を開催し、職業訓練の実施状況等についてフォロー

アップを行う。